

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画

(令和2年度～令和7年度)



袖ヶ浦市社会福祉協議会 マスコットキャラクター **そでりん**

名前の由来：袖ヶ浦の「そで」と住民の間に支えあいの「輪」が広がり、大きな「輪」となり暮らしやすいまちになる思いをこめています。

デザイン：からだは、次々とサービスやアイデアがでてくるようにロシアのマトリョーシカ人形と落花生をイメージしています。あたまは市の花ゆり（やまゆり）を飾り、赤い羽根を着けています。

社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会

目 次

会長あいさつ	1
まえがき	2
袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画体系図	3
【基本目標】	
1 財政基盤の確立	4
2 役職員の専門性の向上	1 3
3 事務局体制の強化	1 7
袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画の進行管理	1 9
袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画策定経過	2 0

地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちの実現

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まり等を背景として地域住民のつながりの希薄化は加速するとともに、価値観の多様化、格差の拡大などにより、大きく変化し続けています。

そうした状況が続いている中で、引きこもりや8050問題、自殺、孤独死、虐待、生活困窮者の増加や貧困の連鎖、災害時への対応など、地域では次々に新たな課題が浮き彫りとなり、地域の福祉ニーズはますます複雑・多様化してきています。

また、地域住民のつながりの希薄化の加速に伴い自治会加入率は低下し、社会福祉協議会費や赤い羽根共同募金、寄付金などは減少し、本会の財政にも影を落としています。

このような状況の中、経営の健全化と時代の変化や地域住民の新たなニーズに応え、一人ひとりの生活を支えるための地域福祉事業の展開と目標、その実現に向けた取り組みを明らかにするため「袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画」を策定いたしました。

本計画では、袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）と同じく「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念として、支えあう（助けあう）ひとづくり、地域づくり、しくみづくりを行い、誰もが活躍し、地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちの実現を目指します。

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間として取り組みますが、その間に社会経済環境の変化や社会福祉諸制度の改変、地域の福祉課題やニーズの変容などに対応するため年度ごとに内部評価を実施し、必要な見直しを行います。

本計画を推進するためには、本会の役職員をはじめ、行政、地区社会福祉協議会などの関係諸団体、そして地域の方々からのご理解とご支援が必須であります。今後とも引き続きご協力方よろしくお願いいたします。

結びに本計画を策定するにあたり多くの方々よりご意見、ご指導、ご協力を賜りましたことに対し心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
会長 小島 直子

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画（第2期）

まえがき

袖ヶ浦市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

袖ヶ浦市では福祉施策全体の目的や全体像を明確にした「袖ヶ浦市地域福祉計画（令和2年度～令和7年度）」を策定し、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念として計画に基づき地域福祉を推進していきます。

また、袖ヶ浦市社会福祉協議会では「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（令和2年度～令和7年度）」を策定し、オール袖ヶ浦で地域福祉を推進する観点から地域福祉計画と同じ「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念とし、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（サービス）を経営する者が相互に協力して地域福祉活動を推進していきます。

地域住民のニーズに応え、一人ひとりの生活を支えるための地域福祉事業の展開に向け目標を明らかにし、その実現に向けた基盤整備を図るためこの計画を策定しました。

【計画期間】

令和2年度～令和7年度

【基本理念】

市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり

誰もが活躍し、支えあう（助けあう）ひとづくり、地域づくり、しくみづくりを行い、安心で充実した生活をおくれるまちの実現を目指します。

【組織使命】

地域福祉を推進する。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）の理念に基づき「誰もが普通に暮らせるしくみづくり」を推進します。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう社会の構成員として包み支え合う

【基本目標】

1 財政基盤の確立

安定した運営には、会費や共同募金、収益事業などの充実が必要不可欠であり、事業や活動を通じて理解を促進し自主財源等の充実を図ります。

経常経費については、消費税の増税や最低賃金の上昇などの影響を受けて厳しい状況の中、引き続きコスト意識を持って経費の削減に努めます。

2 役職員の専門性の向上

地域の福祉課題が複雑・多様化する中、経営者として役員がそれぞれの役割を担うため、研修会などを通じて資質向上を図ります。

地域福祉を推進する職員は、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者との連携を図る中で、福祉職としての専門性が求められます。そのため、専門資格の取得者を増やすなど専門性の向上を図ります。

3 事務局体制の強化

複雑・多様化する福祉ニーズに対応できるように事務局体制の見直し、強化を図ります。

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画（第2期） 体系図

基本目標	項目	取り組みの方向
1 財政基盤の確立	(1)社会福祉協議会費	社会福祉協議会及び会員（会費）の理解促進
		会員の拡大
		顔の見える関係づくり
	(2)赤い羽根共同募金	共同募金の理解促進 募金の拡大
(3)収益事業	社会貢献型自動販売機の設置拡大	
	(4)経常経費	経費の削減 経費の確保
2 役職員の専門性の向上	(1)役員研修	役員研修の実施
	(2)職員研修	資格取得の支援・助成
職員研修の実施		
3 事務局体制の強化	(1)組織体制	職階や係制の見直し・検討
	(2)緊急時の体制	職員の参集（安否確認）
事業継続体制の点検		

1 財政基盤の確立

(1) 社会福祉協議会費

i) 現状と課題

袖ヶ浦市社会福祉協議会会員規程に基づき会員を募集しています。

一般会員…………… 500円（一般世帯）

賛助会員…………… 1,000円（公務員世帯）

特別賛助会員… 2,500円（本会役員等の世帯）

法人会員…………… 10,000円（法人・団体・施設）

自治会を通じ一般会員・賛助会員・特別賛助会員の募集を行っていますが、ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会があります。

また、自治会加入率の低下もあり会員数及び会費収入は減少傾向です。自治会未加入世帯へは、広報紙やホームページを通じ会員募集していますが、ほとんど応募がない状況です。

法人会員は業界団体へ説明に伺い協力を求めたこと及び地域福祉フェスタに係る有料広告のつながり等でどうにか横ばいの状況です。

区分	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 9 年度	
	加入数	金額 (円)	加入数	金額 (円)	加入数	金額 (円)
一般会員	10,595	5,297,050	10,582	5,290,669	12,435	6,217,350
賛助会員	217	217,000	210	210,000	390	390,500
特別会員	76	189,000	65	161,500	112	280,500
法人会員	183	1,825,000	184	1,828,000	165	1,650,000
合計		7,528,050		7,490,169		8,538,350

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

袖ヶ浦市社会福祉協議会について事業や広報紙などを通じて会員制度の理解を促進し、賛同が得られるように努めます。

ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会へ積極的な働き掛けを行い、協力が得られるように努めます。

顔の見える関係づくりや袖ヶ浦市社会福祉協議会への理解が得られる会費の使い途についてわかりやすく伝えるように努めます。

取り組みの方向		社会福祉協議会及び会員（会費）の理解促進				
具体的取り組み		広報紙・ホームページ等を通じた理解促進 ・ 広報紙・ホームページ・自治会回覧を基軸にSNSやタウン誌など新たな媒体も検討し、福祉意識の醸成や福祉情報の発信、事業のPRを図ります。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
→		→				
継続・検討		SNS運用				
具体的取り組み		事業を通じた理解促進 ・ 貸出用車いすや福祉教育の教材に会費が使われている旨を記載すると共に一般向け講座等の配布資料を活用して社会福祉協議会のPRを図ります。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
→		→				
継続						
取り組みの方向		会員の拡大				
具体的取り組み		税額控除制度の活用 ・ 本会が税額控除（所得控除又は税額控除）の対象法人となり、寄付者が寄付をしやすい環境を整えます。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
→		→				
継続	更新	継続				
具体的取り組み		会員募集方法の研究・検討 ・ 社会福祉協議会の目的と会費の用途を分かりやすく伝えられるリーフレットを作成します。 また、会費の集め方や納入方法、金額などについて理事会等で研究・検討します。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
→		→				
継続・研究						
具体的取り組み		未加入自治会への働き掛け ・ 引き続き市政協力員会議を通じて協力依頼をするとともに必要に応じ説明に出向き協力を求めます。				

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続					
具体的取り組み	加入法人への働き掛け ・既存の法人会員へは広報紙等を送付し、本会への理解と支援を継続していただけるように努めるとともに新たに関係ができた法人へは積極的な働きかけを行います。 また、椎の森工業団地に進出した企業へ加入を働きかけます。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続・拡大					
具体的取り組み	自治会未加入者への働き掛け ・広報紙・ホームページ・地域福祉フェスタ等のイベントを通じて会員募集をします。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続					
取り組みの方向	顔の見える関係づくり				
具体的取り組み	事業やひとを通じた関係づくり ・事業や事業へ協力いただいているひとを通じて関係構築を図ります。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続・拡大					

(2) 赤い羽根共同募金

i) 現状と課題

千葉県共同募金会袖ヶ浦市支会として、一般募金（赤い羽根共同募金）と歳末たすけあい募金の募金運動を行っています。

自治会を通じ一般募金及び歳末たすけあい募金を行っていますが、ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会があります。また、自治会加入率の低下もあり募金額は減少傾向です。

募金目安額（世帯）

一般募金…………… 500円

歳末たすけあい募金…………… 300円

区分	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 11 年度		
	件数	募金額（円）	件数	募金額（円）	件数	募金額（円）	
一般募金	戸別	10,353	5,175,800	10,043	5,021,250	-	6,014,945
	街頭	15	182,211	13	159,164	-	233,081
	職域	70	512,327	70	546,964		0
	バッチ	13	105,700	13	91,000	-	955,133
	学校	15	322,952	16	315,528	-	440,800
	その他	8	40,854	9	29,493	-	2,444,519
	計		6,339,844		6,163,399		10,088,478
	法人	99	675,000	78	540,000	149	1,562,920
	合計		7,014,844		6,703,399		11,651,398
歳末募金	戸別	10,591	3,176,798	10,353	3,105,680	-	3,817,270
	職域	61	312,778	73	375,313		0
	その他	1	3,000	1	8,676	-	1,208,362
	合計		3,492,576		3,489,669		5,025,632

※ 全国的には平成7年度をピークに減少している。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

共同募金運動について広報紙などを通じて理解を促進し、募金が得られるように努めます。

ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会へ働き掛け、協力が得られるように努めます。

取り組みの方向		共同募金の理解促進				
具体的取り組み		広報紙・ホームページ等を通じた理解促進 ・ 広報紙・ホームページ・自治会回覧を基軸にSNSやタウン誌など新たな媒体も検討し、共同募金についての理解促進を図ります。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続・検討						→
具体的取り組み		街頭募金を通じた理解促進 ・ ボランティアの協力を得て、共同募金の意識醸成を図ります。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続						→
取り組みの方向		募金の拡大				
具体的取り組み		ご協力いただけない自治会への働き掛け ・ 引き続き市政協力員会議を通じて協力依頼をするとともに必要に応じ説明に出向き協力を求めます。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続						→
具体的取り組み		自治会未加入者への働き掛け ・ 広報紙・ホームページ・街頭募金等を通じて協力を求めます。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続						→
具体的取り組み		法人募金の働き掛け ・ 社会福祉協議の法人会員へ積極的な働きかけを行います。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続・拡大						→

(3) 収益事業

i) 現状と課題

自動販売機の売上による収益を社会福祉協議会事業へ繰り入れました。

令和元年度は新たに木更津ゴルフクラブ従業員食堂と蔵波台自治会館に各1台の自動販売機を設置しました。

多くの自動販売機は市所有地に設置しており、継続的に使用できるかが課題となっています。

平成29年度実績

設置場所	台数	売上(円)	経費(円)	収益(円)
ガウランド	8	1,143,026	405,958	737,068
ゆりの里	1	225,621	29,279	196,342
袖ヶ浦駅北口	1	387,028	74,997	312,031
合計	10	1,755,675	510,234	1,245,441

平成30年度実績

設置場所	台数	売上(円)	経費(円)	収益(円)
ガウランド	8	1,176,966	394,093	782,873
ゆりの里	1	202,241	52,780	149,461
袖ヶ浦駅北口	1	452,387	85,968	366,419
学校給食センター	1	47,862	24,579	23,283
トクヤマ	1	1,988	0	1,988
五栄土木	1	17,045	0	17,045
合計	13	1,898,489	557,420	1,341,069

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

社会福祉事業に支障がない範囲で収益事業を行い、その収益を社会福祉事業に充てます。

自動販売機の設置場所について継続して使用できるよう市と協議するとともに新規設置場所について広報紙等を通じて募集し、設置場所の拡大を図ります。

取り組みの方向		社会貢献型自動販売機の設置拡大			
具体的取り組み		広報紙・ホームページを通じた設置場所の募集 ・本会の趣旨に賛同いただき、企業の社会貢献として設置いただける法人等を募ります。			
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
→					
拡大					

(4) 経常経費

i) 現状と課題

消費税の増税や最低賃金の上昇等により経常経費は増加傾向にあります。

限られた収入の中で、効率的に法人を運営し、事業を効率的に実施するため、より一層役職員がコスト意識を持つ必要があります。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

事業の実施目的と目的達成のために要する費用を意識し、同じ効果が得られるならより安価な方法でといったコスト意識を全ての役職員が共有して事務事業を遂行します。

また、福祉基金など既存の資産の運用方法を調査・研究するとともに新規事業等に伴う補助金や助成金、受託金の活用について検討し経費を確保に繋げます。

取り組みの方向		経費の削減				
具体的取り組み		コスト意識の共有 ・常にコスト意識を持って、日々の業務を実施します。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続						
具体的取り組み		スクラップ&ビルドの検討 ・予算編成などを通じて事業の実施目的、費用対効果を検証し、不要不急な事業は見直しを行います。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続						
取り組みの方向		経費の確保				
具体的取り組み		福祉基金の運用 ・運用方法の調査・研究をしながら安全で、より効果のある運用をして経費の確保に努めます。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
継続・検討						

具体的取り組み	補助金・助成金・受託金の確保 ・事業の必要性や有用性を提案し、補助金・助成金・受託金の確保に努めます。					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続・検討						➔

2 役職員の専門性の向上

(1) 役員研修

i) 現状と課題

年度研修計画を策定し年1回の研修会を実施しています。地域の福祉課題が複雑・多様化する中、経営者として役員がそれぞれの役割を担っていく必要があります。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

社会福祉協議会という「協議体」の特性を発揮し、役員それぞれが役割を担い、協力して地域の方々や社会福祉法人・福祉団体等との共同による公益的な取り組み（地域福祉）を推進します。

取り組みの方向		役員研修の実施			
具体的取り組み	年度研修計画に基づく研修 ・役員研修を実施し役員の資質向上及び情報周知を図ります。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
継続					→

(2) 職員研修

i) 現状と課題

袖ヶ浦市社会福祉協議会職員研修方針に基づき年度研修計画を策定し職員研修を実施しています。職員研修方針に示されているとおり、地域福祉の担い手である住民、関係機関・団体、行政から信頼されることが必要です。その裏付けとなる専門性を高めるため専門研修、階層別研修、職場内研修、自己啓発研修を実施すると共に職員資格取得等助成要綱の定めるところにより、福祉関係資格取得を支援しています。

職員資格取得状況（PR職員12人中）

資格名	取得者数（人）
社会福祉士	8
精神保健福祉士	1

参 考

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会職員研修方針

平成27年11月26日

1 策定趣旨

研修方針では、人材である職員こそが最も重要な経営資源であるということ念頭に、職員のやる気を引き出し、育て、成果の見える能力開発に取り組み、市民の信頼と期待に応えられる職員を目指して、意識改革、経営能力の向上を図り、複雑高度化する課題に的確かつ積極的に立ち向かう意欲や能力を持つ職員の育成に努める。

2 目指すべき職員像

- (1) 地域に信頼され、自ら考え行動する職員
- (2) 市民の立場に立って考え、市民とともに地域づくりに取り組む職員
- (3) 社会経済環境の変化に的確に対応する職員
- (4) 責任感と倫理観をもって、公正にまた迅速に職務に取り組む職員
- (5) 専門的知識や能力を身につけ、職務を的確に遂行する職員
- (6) コスト意識を持って、効率的な経営感覚を持った職員

3 研修体系

(1) 専門研修……職員は、千葉県社会福祉協議会等が主催する担当事業に係る研修へ積極的に参加して一層の資質向上を図ること

(2) 階層別研修……全てのPRO職員は、千葉県社会福祉協議会等が主催する次の研修へ積極的に参加して一層の資質向上を図ること

研 修 名	研修時期
新任職員研修	採用3年未満
中堅職員研修	3級及び4級の職員
管理職研修	6級及び7級の職員

(3) 職場内研修……管理監督者等は、日常の業務の中で、部下などに(OJT) 対し、計画的に一層の資質の向上を図ること

(4) 自己啓発研修…職員資格取得等助成要綱の定めるところにより費用等を助成することで、職員の自己研鑽を促進する。

4 今後の進め方

人材を活かし組織力を高めていくため、研修の実施にあたっては、この研修方針に基づき、年度ごとに研修計画を策定し、対応していくものとする。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

職員研修方針に示されているとおり、地域福祉の担い手である住民、関係機関・団体、行政から信頼されることは必須であり、その裏付けとなる専門性を高め複雑高度化する課題に的確かつ積極的に立ち向かう意欲や能力を持つ職員の育成に努めます。

取り組みの方向		資格取得の支援・助成				
具体的取り組み		職員資格取得等助成要綱による支援・助成 ・社会福祉士等の事務事業の執行上有為な資格を取得した場合経費の2分の1以内を助成し、職員の自己研鑽を促進します。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
→						
継続						
取り組みの方向		職員研修の実施				
具体的取り組み		年度研修計画に基づく研修 ・OJTやOFF-JTを活用して職員の資質向上及び育成を図ります。 必要に応じ、研修に参加した職員が講師となって他の職員へ内容を伝える伝達研修（発表会）を行います。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
→						
継続						

3 事務局体制の強化

(1) 組織体制

i) 現状と課題

庶務係、地域福祉係、地域支援係の3係制で事務局を運営しているところですが、訪問介護事業の廃止や放課後児童クラブ事業の終了、法人後見事業の開始など複雑・多様化する課題へ対応するため実施する事業も変化してきています。そのため、円滑に事業を実施するため組織体制を見直し・強化する必要があります。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

複雑・多様化する課題へ対応するため事務局長を補佐する次長の設置や係制から課制への移行を検討するなど、組織体制の強化を図ります。

取り組みの方向		職階や係制の見直し・検討			
具体的取り組み		次長の設置及び課制へ移行 ・複雑・多様化する課題へ対応するため事務局長を補佐する次長の設置や係制から課制へ移行を検討します。			
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	→				→
検討		新組織体制			
具体的取り組み		人事交流制度の検討 ・様々な経験を積むため県社会福祉協議会などとの人事交流について検討します。			
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					→
検討					

(2) 緊急時の体制

i) 現状と課題

平成25年9月策定のマニュアルに基づき参集訓練等を実施しているところですが、令和元年台風15号(房総半島台風)による被災を経験し、事業の継続体制について見直す必要があります。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

定期的に災害備蓄品の点検を行うとともに随時、訓練を実施し、マニュアルの確認・見直しを行い緊急時に備えます。

取り組みの方向		職員参集（安否確認）				
具体的取り組み		多様な連絡手段の確保 ・電話連絡に限らず、EメールやSNSなど多様な連絡方法を確保します。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
→	→	→	→	→	→	
検討	実施					
取り組みの方向		事業継続体制の点検				
具体的取り組み		総合的な事業継続の判断 ・定期的に災害備蓄品の点検とマニュアルの見直しを実施するとともに大規模災害の発災時など複数の要因が生じた際の判断基準を検討します。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
					→	
実施						

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画の進行管理

本計画書を袖ヶ浦市社会福祉協議会ホームページへ掲載して情報公開します。

年度ごと（令和2年度～令和7年度）に内部評価を行い、理事会及び評議員会へ報告し、必要な見直し等を行います。

次期（令和8年度～令和13年度）袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画の策定【計画期間は袖ヶ浦市地域福祉活動計画と同じ】

参 考

【発展強化計画】

社会福祉協議会が事業運営（経営）の将来のビジョンや目標を明らかにし、その実現に向けた事業、組織、財務等に関する具体的な取り組みを示したもの

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が、住民や地域の福祉関係者などと相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、具体的な活動目標等について明らかにし、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的にしたもの

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画策定経過

開催日	内容
令和元年 5月30日	発展強化計画（たたき台）の内部検討開始
令和元年 9月10日	理事会へ発展強化計画（骨子案）を提示
令和元年 9月11日	評議員会へ発展強化計画（骨子案）を提示
令和元年12月23日	理事会へ発展強化計画（素案）を提示
令和元年12月24日	評議員会へ発展強化計画（素案）を提示
令和2年 3月25日	理事会へ発展強化計画（案）を提示・決議
令和2年 3月26日	評議員会へ発展強化計画（案）を提示・決議

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画

発行 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
〒 299-0256
千葉県袖ヶ浦市飯富1604番地
TEL 0438-63-3888